

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成31年3月15日

金 曜 日

号 外(9)

目 次

規 則

○富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則	1
-------------------------	---

規 則

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第8号

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

富山県立総合衛生学院学則（昭和49年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表以外の部分中「とし、総定員は340人」を削り、同項の表看護師専門課程の項を削る。

第5条及び第6条各号列記以外の部分中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第11条中「から第21条まで」を「及び第20条」に、「以下「看護師等養成所」を「第15条において「保健師等養成所」に改める。

第15条中「看護師等養成所」を「保健師等養成所」に改める。

第18条第2項及び第3項を削る。

第21条第2項を削り、同条第3項の表看護学科の項を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条、第 6 条関係)

保健学科教育課程

科目		単位	時間数	備考	
公衆衛生看護・ 養護に関する科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	30	
		公衆衛生看護管理論	1	15	
		公衆衛生看護学研究	2	60	
		公衆衛生看護活動論	2	30	
		家族の健康支援論	2	60	
		集団の健康支援論	1	15	
		母子保健活動論	1	30	
		成人期からの保健活動論	2	60	
		精神保健活動論	1	30	
	疫学	2	60	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）を含む。	
	保健統計	2	30		
	保健医療福祉行政論Ⅰ	1	15		
	保健医療福祉行政論Ⅱ	1	30		
	保健医療福祉行政論Ⅲ	1	30		
	学校保健	1	15		
	養護概説	1	30		
	栄養学（食品学を含む。）	2	30		
	公衆衛生看護学実習	家族・集団の健康支援実習	1	45	
		公衆衛生看護活動実習（公衆衛生看護管理実習を含む。）	3	135	
小計		29	750		
教育の基	教育心理学	2	30		
	発達心理学	1	15		

基礎的 理解に 関する 科目等	特別支援教育学概論	1	15	
	教育の制度と経営	1	15	
	教育課程と方法	2	30	
	教育相談（カウンセリングを含む。）	1	15	
	養護実習	2	90	
	小計	10	210	
一般 科目	日本国憲法	2	30	
	保健体育	2	30	
	外国語コミュニケーション	2	30	
	情報リテラシー	2	60	
	経済学	1	15	
	小計	9	165	
合計	48	1,125		

別表第3及び別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成31年3月31日において看護学科に在学する学生及びこの規則の施行の日以後において次項の規定によりなおその効力を有することとされたこの規則による改正前の富山県立総合衛生学院学則（以下「旧規則」という。）第11条の規定により看護学科に転入学した者に係る課程等、教育課程、単位の計算方法、転学、単位の認定並びに卒業証書及び資格については、旧規則第2条第1項、第5条、第6条、第15条、第18条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項、別表第3並びに別表第4の規定は、なおその効力を有する。
- 旧規則第11条の規定は、平成31年3月31日において看護学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

(医務課)

